

障 第 9 0 4 号  
令和 5 年 9 月 12 日

相 談 支 援 事 業 者 様  
基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー の 長 様  
市 町 村 障 害 福 祉 担 当 課 長 様  
地 域 振 興 局 健 康 福 祉 ( 環 境 ) 部 長 様  
地 域 振 興 局 児 童 ・ 障 害 者 相 談 セ ン タ ー 所 長 様  
中 央 福 祉 相 談 セ ン タ ー 所 長 様  
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

令和 5 年度新潟県相談支援従事者現任研修の実施について（通知）

新潟県相談支援従事者研修実施要綱（平成 20 年 6 月 17 日付け障第 411 号新潟県福祉保健部障害福祉課長通知）に基づき、標記の研修を別紙のとおり実施しますので、職員の受講について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、指定相談支援事業所に従事する相談支援専門員におかれましては、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年厚生労働省告示第 226 号）、「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）及び「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号）に基づき、5 年度ごとに 1 回、本研修を受講することが必要ですので、該当職員の受講に遺漏ないよう御注意願います。

担当：障害福祉課在宅支援係 福井  
TEL：025-280-5228（直通）  
FAX：025-283-2062  
E-mail：ngt040260@pref.niigata.lg.jp